

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

暴力的要求行為として規制する行為の追加

### 2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

ア 近年、事業者等の中で暴力団排除の気運が高まる中で、一定の業界においては、取引開始時に入念な審査を行うなどして、暴力団員と判明した場合にはその取引を拒絶するようになったところ、こうした事業者等による取引拒絶の意思表示に対し、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して取引を不当に要求する実態がみられるようになっている。このような指定暴力団員による指定暴力団等の威力を示した取引の強要は、相手方の意思に反して要求することにより心理状態に圧迫を加える態様で行われる点において反社会的性格を有する不当な行為であり、そのような行為から相手方を保護する必要があるところ、現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）においては、取引を不当に要求する行為については、金融商品取引業者に対する信用取引要求等が限定的に禁止されているにとどまっていることから、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者等に対する指定暴力団員の不当な取引要求を十分に抑止できていない。

こうした状況に対処するため、取引に係る事業者等の自由な意思を保護する必要性が特に高いと認められる一定の取引に係る不当要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する必要がある。

イ また、近年、指定暴力団員やその関係者は、これまでに実態がみられた公共工事の入札や契約のみならず、公有地の売買、警備や清掃といった業務の委託等に係る入札等についても同様の不当な行為を敢行している実態もみられるようになっている。さらに、指定暴力団員やその関係者は、他の入札参加者に対して指定暴力団等の威力を示して談合に協力させる、入札に参加しようとしている者に対して威力を示して参加を見送らせるなどの一般市民に対する不当な行為を敢行している実態もみられ、競売入札妨害罪及び談合罪の検挙状況をみても、検挙被疑者に占める暴力

団員等の割合は極めて高い状況となっている（注1）。しかし、現行の暴対法においては、国及び地方公共団体（以下「国等」という。）が行う入札等に関する不当要求行為については、公共工事の入札等のみが規制の対象とされているにとどまっております。また、他の入札参加希望者に対して入札に参加しないこと等を要求する行為は規制の対象とされていないことから、指定暴力団員によるこれらの不当要求を十分に抑止できていない。

こうした状況に対処するため、国等が行う入札等に係る一定の不当要求を暴力的要求行為として規制する行為に追加する必要がある。

（注1）平成18年から平成22年までの競売等妨害罪及び談合罪の検挙被疑者の総数は1,014人であり、そのうち暴力団構成員及び準構成員は177人（全体の約17.5%）である。（一方、平成18年から平成22年までの刑法犯の検挙被疑者の総数は1,745,087人であり、そのうち暴力団構成員及び準構成員は82,973人（全体の約4.8%）である。）（「平成22年の犯罪情勢」（警察庁作成）による。）

## （2）規制の内容

ア 指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示して次に掲げる行為をすることを暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象とする。

（ア） 金融商品取引行為に係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引行為を行うことを要求すること。

（イ） 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れを要求すること。

（ウ） 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること。

（エ） 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

（オ） 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること。

（カ） 集会施設その他不特定の者が利用する施設であって、暴力団の示威行事（暴力団が開催する行事であって、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を示すこととなるものをいう。）の用に供されるおそれが大きい一定の施設の管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

イ 公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等が行う売買、貸借、請負その他の契約又はこれらの契約に係る入札全般をその対象とするとともに、指定暴力団等の威力を示して人に対して国等が行う入札に参加しないこと等をみだりに要求することを暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象とする。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法第9条（暴力的要求行為の禁止）及び第10条（暴力的要求行為の要求等の禁止）

## 6 想定される代替案

上記4(2)アの各要求行為や公共工事以外の入札等に係る不当要求に対し、指導・警告等により対処する。

## 7 規制の費用

### (1) 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は一定の不当要求を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

### (2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

### (3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により一定の不当要求が抑止され、当該不当要求により事業者等に被害が生じることを防止することができると考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、不当要求が十分に抑止されとはいえない。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が一定の不当要求が抑止され、当該不当要求により事業者等に被害が生じることを防止することができることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」（座長：川端博明治大学法科大学院教授）において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況及び暴力団員による不当要求の実態等を勘案し、本規制によってもなお暴力団員による不当要求の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。